

## 「潟上市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の概要

### 計画策定の趣旨

本市では、障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づき、障害福祉サービス等の必要量と提供体制の確保に関して基本的事項を定めた、障害福祉計画を平成17年度に策定しております。また、障害者基本法（平成5年改正）に基づき、平成20年度に障がい者のための施策に関する基本的な計画である障害者計画を策定するなど障害者施策の推進に努めて参りました。

この間、平成23年に障害者虐待止法、平成24年に障害者優先調達推進法、平成25年には障害者差別解消法が制定され、市職員の対応要領を作成しております。国の障害者基本計画は第3次を迎え、障害者を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。

障害者計画は概ね5～10年の中長期的な計画ですが、本市ではこれまで法改正に対応しながら5年ごとに見直しを重ね、現在の第2期計画は平成29年度末で終期を迎えます。また3年を1期とする障害福祉計画は第4期目であり、終期が共に平成29年度末となります。さらに平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害児計画の策定が義務づけられました。このため「潟上市障害者計画第3期」、「潟上市第5期障害福祉計画」及び「潟上市第1期障害児計画」を策定するものです。

## 計画の位置づけ

潟上市が障害者施策について策定する計画は、①障害者計画、②障害福祉計画、③障害児福祉計画です。それぞれの計画の根拠法令、内容は以下のとおりです。

### ●障害者計画、障害福祉計画、障害児計画の根拠法令と内容等

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	概ね5～10年を1期とする中長期計画	3年を1期とする計画	3年を1期とする計画
計画の内容	保健・医療・福祉・雇用・教育・就労・広報啓発など多分野に渡る障がい者施策全般の基本的指針を定める計画	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量や見込み量の確保について、方策を定める計画	障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保について定めた計画

## 計画の期間

障害者計画第3期の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間、障害福祉計画第5期と障害児福祉計画第1期は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
障害者計画第2期 (平成25年度～平成29年度)			障害者計画第3期 (平成30年度～平成35年度)					
障害福祉計画第4期 (平成27年度～平成29年度)			障害福祉計画第5期			障害福祉計画第6期		
			障害児福祉計画			障害児福祉計画第2期		

## 基本理念と基本目標

障がいのある人が住み慣れた家庭地域で安心して暮らしていけるように、第2次潟上市総合計画および秋田県障害者計画を上位計画とし、次の基本理念と基本目標に基づき今後の障がい者施策を推進していきます。

### ○基本理念

健やかに暮らす、健康福祉都市

### ○基本目標

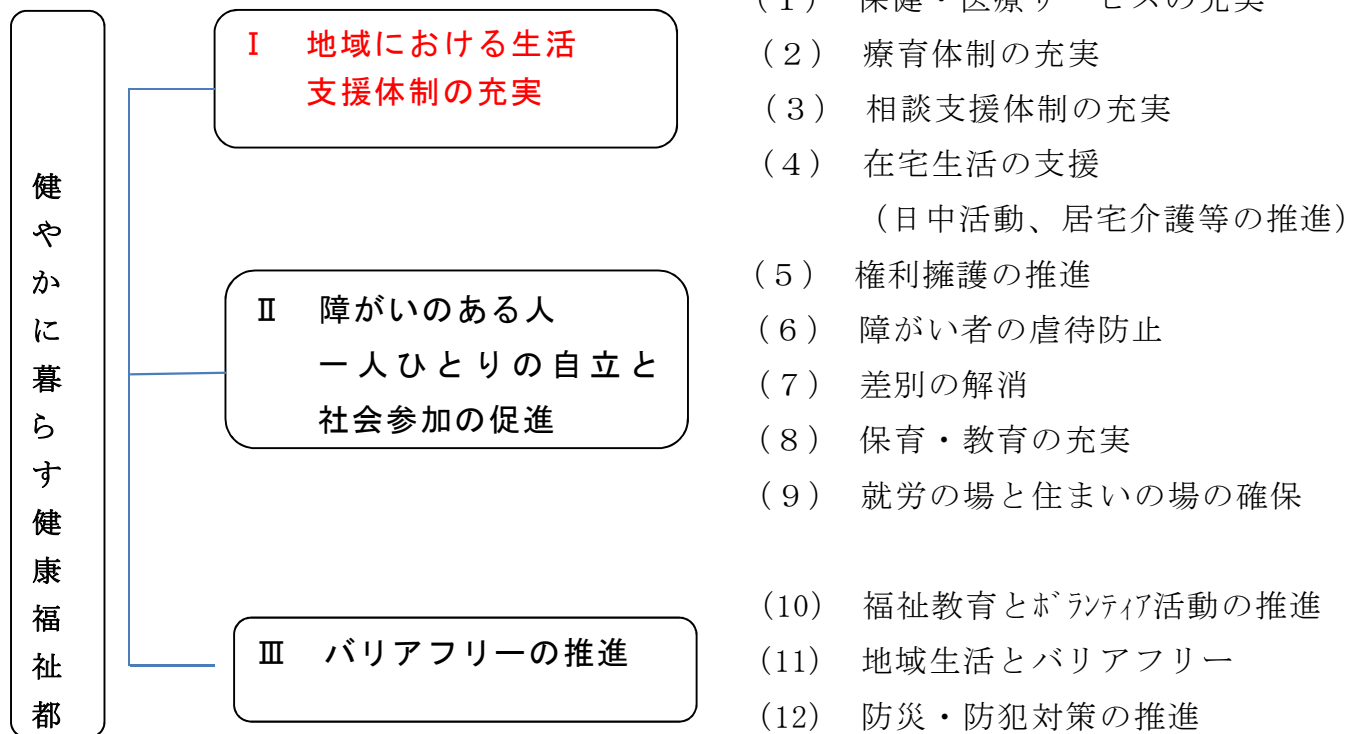
- I 地域における生活支援体制の充実
- II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進
- III バリアフリーの推進

## 障がい福祉施策の体系

### 〈基本理念〉

### 〈基本目標〉

### 〈基本施策〉



## 計画の推進にあたって

### □ 地域での自立と社会参加

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくとともに、自分に適したサービスを選択し社会参加できるように、情報提供や相談支援体制の充実を図るよう努めます。

### □ 連携・協力体制の確保

計画推進にあたっては、国や県の動向を的確に把握し、本市の障がい福祉施策の推進に活かしていきます。

また、市民、ボランティア、サービス提供事業者、企業、医療、教育、社会福祉協議会等との連携を図り、協力体制の構築に努めます。

### □ 地域自立支援協議会の活用

地域の障がい福祉に関するシステムづくりや支援体制などを協議する場として、地域自立支援協議会を活用し、本計画の進捗状況の確認を図りながら施策を推進していきます。